

資料2

平成25年6月定例会（事前）
総務委員会資料
(政策創造部)

関西広域連合関係

1 第31回関西広域連合委員会（平成25年3月28日）配布資料（抜粋）

(1) ワールドマスターズ国際大会（WMG）の招致について	1
(2) 広域計画の策定について	6

（その他協議事項）

- ・大飯原発に関する新しい安全基準の適用に関する申し入れについて
- ・北陸新幹線（敦賀以西）ルート案検討について
- ・道州制のあり方研究会について
- ・広域課題対応
 - 広域交通インフラについて
 - 首都機能バックアップ構造の検討について
 - 特区推進の取組について
 - 中長期的なエネルギー政策の検討について

ページ

2 第32回関西広域連合委員会（平成25年4月25日）配布資料（抜粋）

(1) 今夏の電力需給対策について	11
(2) 道州制のあり方研究会・道州制基本法案について	15
(3) 広域連合規約の改正について	20
(4) 大阪府及び徳島県ドクターへリの関西広域連合への事業移管	25

（その他協議事項）

- ・ワールドマスターズ国際大会（WMG）の招致について
- ・北陸新幹線（敦賀以西）取組方針について
- ・特区推進の取組について
- ・首都機能バックアップ構造の構築に関する取組について

3 第33回関西広域連合委員会（平成25年5月23日）配布資料（抜粋）

(1) 道州制のあり方研究会との意見交換について	26
(2) 今夏の節電対策について	37

（その他協議事項）

- ・発電用軽水型原子炉の新規制基準について
- ・平成26年度国の予算編成等に対する提案について

ワールドマスターズ国際大会<WMG>の招致について（検討）

平成25年3月
本部事務局

1 基本的な考え方（案）

各府県市からは、開催内容や負担についての検討が必要等の留保つきながら、招致自体は賛同の声が大勢。ただし具体化していないことから一部、慎重論もあり。

→ 招致についての検討調整を進めることとし、8月トリノ大会の状況をみて最終判断

(検討調整を進めるとした場合)

2 連合としての対応（案）

（1）IMGAに対する返書 → 成案として調整のうえ、5月までに発出想定

[骨子案]

広域連合（及び構成団体）として、

- ・WMGの関西への招致について検討を進めている。
- ・トリノ大会を見てさらに検討を深めた上で、招致について最終判断する。

（2）当面の検討体制 → 速やかに立ちあげ

競技種目、開催会場や財政計画等につき検討、関係団体と調整

・広域連合（構成7府県4市）や連携3県

各府県市スポーツ担当課（教委等）

広域観光振興局、各府県市の観光担当課

本部事務局

・経済団体、SC関西（「WMGを関西に誘致する会」）事務局など

} 検討PTの
メンバーは調整

[当面のスケジュール]

4月 IMGAへの返書調整

検討PT立ち上げ、開催計画の想定検討、関係機関との調整

5月 IMGAへ返書

6月 検討状況の協議①

（7月 IMGAの求める開催計画書の提出期限）

8月 （検討調整が進めば）トリノ大会[8/2~11]を訪問

～ トリノ大会を踏まえた検討状況の協議② ～

～ 最終判断

○ IMGAからの文書……………別紙1

○ SC関西作成資料……………別紙2

2012年10月10日

(スイス・ローザンヌ日付)

関西広域連合長
兵庫県知事
井戸 敏三 様

ワールドマスターズゲーム (World Masters Games) は、過去25年にわたり4年ごとに開催されてきた大会です。大会規模と出場者数は増大しており、オーストラリア・シドニー市で開催された2009年大会には約3万人の選手が参加しました。次の2013年大会はオリンピック都市でもあるトリノ市で開催される計画であり、次の2017年大会は、ニュージーランドのオークランド市で開催されることが最近決定しました。

多数の会場で行われる30競技への出場者規模に対応できるだけの時宜を得た綿密な計画が最重要となるため、国際マスターズゲームズ協会 (International Masters Games Association: IMGA) は、このような大型のスポーツ大会を成功裏に開催するために適切な収容能力を有した開催都市を選定しています。これらの開催都市とのパートナーシップによって質の高い大会を提供してきた能力は、国際オリンピック委員会 (International Olympic Committee)、ならびに、国際パラリンピック委員会 (International paralympic Committee) から十分な認識を受けており、本協会が誇るべき名誉となっています。

大阪、京都、神戸、の各都市は、文化とスポーツの背景に富み、日本で発展しているマスターズスポーツのムーブメントと相まって、ワールドマスターズゲームズを共同開催する能力があると信じております。

国際マスターズゲームズ協会は、マスターズスポーツのムーブメントの強化と拡大をミッションとしています。このミッションを成し遂げるステップは、アジアにおいて本大会の開催を実現することであり、前述した理由だけでなく、人口高齢化の中で健康的なライフスタイルやウェルビーイング (Wellbeing) に対する関心度が高まっている意味からも、日本こそが本大会の理想的な開催地であると考えています。このような理由により、国際マスターズゲームズ協会の理事会においては、本協会が定めた基準に合致した大会開催提案書が、もし2013年7月までに貴市から提出された場合には、2021年大会の開催を日本に指定することで決定いたしました。

また、本大会の開催は、既に行われているヨーロッパ大会や、これから開催予定である北南米アメリカ大会のように、アジアマスターズ大会 (Asian Masters Games) のような地域大会を創設していくためにも有効です。このような除幕的な発足イベントは、ワールドマスターズゲームに繋がるウォーミングアップ大会として、2016年あるいは2018年に開催することが可能だと思われます。

以上のことに皆様が関心を示して頂き、本提案のさらなる具体的な競技を進めるために、美しい日本を訪れることができればこの上ない喜びと光栄に存じます。

将来に向けてのパートナーシップを祈願して

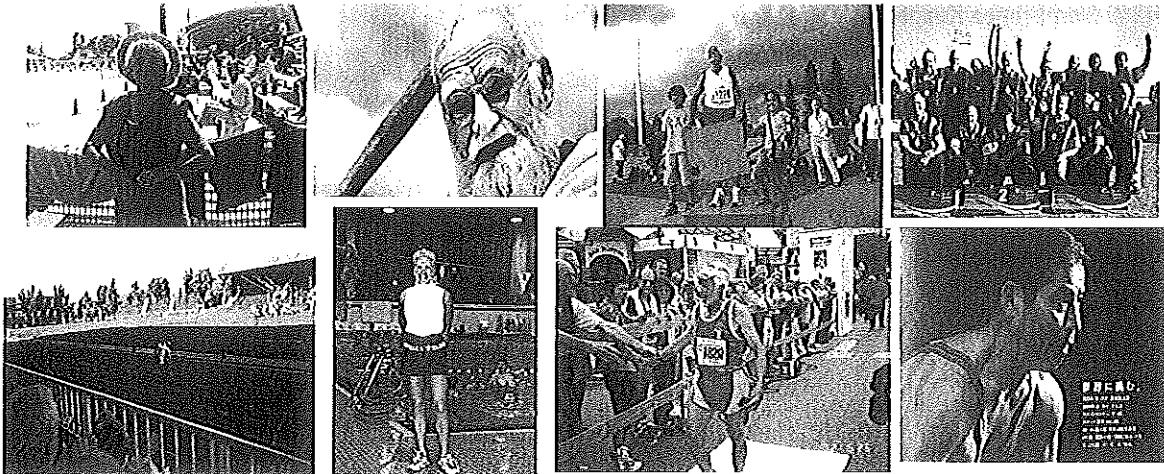
国際マスターズゲームズ協会会长
Kai Holm (カイ・ホルム)



国際マスターズゲームズ協会(IMGA)が4年ごとに主催し、30才以上の成人・中高年の一般アスリートを

対象とした生涯スポーツの国際総合競技大会です。

- 予選はなく登録すれば大会出場可能。競技資格や選抜基準はなく、唯一の参加基準は年齢のみで上限はなし。
- 約30競技からなるプログラムに複数エントリーすることが可能。
- 男女・年代別(通常5才ごと)に種目が行われ、各年代別にメダルが授与される。
- 元プロや元オリンピック選手も出場し、キャリアを超えて一般アスリートと競技を行う。
- チームスポーツやペアスポーツは多国籍チームでの出場も可能。
- 平均9日間の大会期間と前後の観光滞在のため、生涯スポーツ大会では最長の滞在期間。



SC関西作成



ワールドマスターズゲームズ		オリンピック				
概要	<ul style="list-style-type: none"> ●原則4年ごとに開催されるマスターズ世代を対象とした世界規模の国際総合スポーツ競技大会。 ●2010年から冬季大会も開催されている。 ●国や地域を背おわす、誰でも参加できる。 ●ツーリズム・イベントとして認知されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●4年ごとに開催される世界のアマチュアのトップクラスを対象とした国際総合スポーツ競技大会。 ●各国・各地域から代表を選抜して参加する。 				
統括組織	世界:IMGA ヨーロッパ:EMGA、アジア、日本を統括する組織は現在はない。	世界:IOC 日本:JOC				
実施組織	各都市が設立した実行委員会	各都市が設立した実行委員会				
近年の実施(予定)都市	<table border="1"> <tr> <td>[夏季] 2002:トルコ 2005:カナダ 2009:オーストラリア 2013:カナダ 2017:オーストラリア</td><td>[冬季] 2010:オーストラリア 2015:カナダ</td></tr> </table>	[夏季] 2002:トルコ 2005:カナダ 2009:オーストラリア 2013:カナダ 2017:オーストラリア	[冬季] 2010:オーストラリア 2015:カナダ	<table border="1"> <tr> <td>[夏季] 2000:シドニー 2004:アテネ 2008:北京 2012:ロンドン 2016:リオデジャネイロ</td><td>[夏季] 1998:長野 2002:ソルトレイク 2006:トリノ 2010:バンクーバー 2014:ソチ</td></tr> </table>	[夏季] 2000:シドニー 2004:アテネ 2008:北京 2012:ロンドン 2016:リオデジャネイロ	[夏季] 1998:長野 2002:ソルトレイク 2006:トリノ 2010:バンクーバー 2014:ソチ
[夏季] 2002:トルコ 2005:カナダ 2009:オーストラリア 2013:カナダ 2017:オーストラリア	[冬季] 2010:オーストラリア 2015:カナダ					
[夏季] 2000:シドニー 2004:アテネ 2008:北京 2012:ロンドン 2016:リオデジャネイロ	[夏季] 1998:長野 2002:ソルトレイク 2006:トリノ 2010:バンクーバー 2014:ソチ					
選手の参加条件	無条件、参加料を払った人全員	各国オリンピック委員会(NOC)が選抜				
大会規模	<ul style="list-style-type: none"> ●選手参加者数:95か国、約28,000人 (シドニーワン大会時) ●総事業費:20億円(2009年滋賀大会招致時の予算)~24億円(シドニーワン大会) ●会場は既存施設を活用し、新たな施設を作る必要がない 	<ul style="list-style-type: none"> ●選手参加者数:204か国、約11,000人。 (北京大会時) ●総事業費:約3000億円(2016年東京大会招致時の委員会予算) ●その他施設整備費は約3000億円強 				
招致費用(参考)	数千万円(2009年滋賀大会招致のための委員会の費用)	約150億円(2016年東京大会招致のための委員会費用。うち東京都負担分約55億円)				

SC関西作成



ワールドマスターズゲームズ主催団体(IMGA :International Masters Games Association)

<IMGA会長>

Kal Holm

元IOC(国際オリンピック委員会)メンバー、
元NOC(国内オリンピック委員会)デンマーク会長

<IMGA理事>

Tamas Aján

IOCメンバー、国際ウェイトリフティング連盟(IWF)会長

Denis Oswald

IOCメンバー、国際ボート連盟(FISA)会長

Gian-Franco Kasper

IOCメンバー、国際スキー連盟(FIS)会長

Gianni Gola

国際ミリタリースポーツ評議会(CISM)元会長

Bob Elphinston

国際バスケットボール連盟元会長

Phill Craven

IOCメンバー、国際パラリンピック委員会(IPC)会長

Anders Besseberg

国際バイアスロン連合(IBU)会長

Don Porter

国際ソフトボール連盟(ISF)会長

Marisol Casado

IOCメンバー、国際トライアスロン連合(ITU)会長

Pat McQuaid

IOCメンバー、国際自転車競技連合(UCI)会長

Jose Perurena

IOCメンバー、国際カヌー連盟(ICF)会長

Richard L. Carrion

IOC理事、IOC財政監査委員会議長

John D. Coates

IOC理事、NOCオーストラリア会長、スポーツ仲裁裁判所(CAS)所長

Carlos A. Nuzman

IOCメンバー、NOCブラジル及びNOCリオ会長

SC関西作成



ワールドマスターズゲームズの開催地と大会規模

開催年	開催国	開催都市	開催立候補地	参加者数	参加国数
1985年	第1回	カナダ	トロント	8300	61
1989年	第2回	デンマーク	ヘアニング、オールボー オーフス(3都市開催)	5500	76
1994年	第3回	オーストラリア	ブリスベン・クイーンズランド州	25000	71
1998年	第4回	アメリカ	ポートランド・オレゴン州	25000	100
2002年	第5回	オーストラリア	メルボルン・NSW州	26000	97
2005年	第6回	カナダ	エドモントン	22000	88
2009年	第7回	オーストラリア	シドニー・NSW州	32000	95
2013年	第8回	イタリア	トリノ	50000 (目標値)	100 (目標値)
2017年	第9回	ニュージーランド	オークランド	バンクーバー、オタワ ゴールドコースト	
2021年	第10回			2016年IMGA総会にて決定	

SC関西作成



競技候補(モデル案)

1.6コア競技(必須)	海外(人)	国内(人)	計(人)
アーチェリー	190	50	240
陸上競技	1,890	770	2,660
バドミントン	580	1,390	1,970
バスケットボール	1,190	830	2,020
カヌー	590	50	640
自転車競技	750	170	920
サッカー(フットサル)	2,040	380	2,420
フィールドホッケー	760	240	1,000
オリエンテーリング(総走)	780	110	890
ボート競技	1,420	200	1,620
射撃	280	50	330
ソフトボール	1,780	2,210	3,990
スカッシュ	300	130	430
卓球	190	780	970
トライアスロン	500	340	840
重量挙げ	310	110	420
計	13,550	7,810	21,360

オプショナル競技(選択)	海外(人)	国内(人)	計(人)
野球(硬式・軟式)	690	1,060	1,750
ゴルフ(コース・グラウンド)	510	410	920
水泳	1,250	3,150	4,400
ラグビー	330	420	750
ボウリング	180	470	650
テニス(硬式・軟式)	450	730	1,180
ダンススポーツ (エアロビクス、社交ダンス)	-	340	340
日本武道・アジア武術 (柔道・剣道・空手・弓道・太極拳・テコンドー)	-	490	490
ウォーキングスポーツ	-	520	520
綱引き	-	80	80
フィッシング	-	60	60
ヨット	330	40	370
ハンドボール	50	810	860
バレーボール	800	1,010	1,810
計	4,590	9,590	14,180

総計 35,540人

SC関西作成

次期広域計画の策定について

本 部 事 務 局
平成 25 年 3 月 28 日

1. これまでの取組

- 平成 24 年度は、「関西広域連合協議会有識者分科会」において、広域連合の中長期的な戦略、新たな広域的行政課題など、次期広域計画の策定に向けた本格的な議論のための意見を聴取。
 - 平成 24 年 11 月 9 日 第 1 回有識者分科会
 - 平成 24 年 12 月 12 日 第 2 回有識者分科会
 - 平成 25 年 2 月 13 日 第 3 回有識者分科会
- このほか、連合議会、関西広域連合協議会の全体会議、分野別分科会においても、次期広域計画に係る意見を聴取。
- 別紙のとおり論点骨子案を作成。

2. 今後の取組

- 平成 25 年度は、広域連合内で設置している「参与会議」、「事務担当者会議（必要に応じてワーキンググループを設置）」、「分野事務局等会議」において、次期広域計画を策定。
- 策定にあたっては、以下のとおり意見聴取を行うとともに、連合委員会及び連合議会には策定過程において随時報告。
 - ・「関西広域連合協議会有識者分科会」からの意見聴取
 - ・構成府県内市町村との意見交換
 - ・パブリックコメントの実施
 - ・構成府県市議会への報告

3. 今後のスケジュール

- 平成 25 年 9 月 中間案を作成
- 平成 26 年 1 月 最終案を作成
- 3 月 成案を連合議会へ上程

次期広域計画策定に係る論点骨子案

本 部 事 務 局
平成25年3月28日

I 既存7分野事務

(1) 設立案に拡充と記載されている事務

- 自然災害以外の緊急事態を含む大規模な総合防災訓練の実施 ⇒ (広域防災局で検討)
- 「感染症のまん延」など自然災害以外の緊急事態を想定した広域応援訓練の実施の検討。

- 府県消防学校（政令市も含む）の一体的な運営 ⇒ (広域防災局で検討)
- 府県消防学校の合同実施できる教育課程（カリキュラム）の検討。

- 「関西地域限定通訳案内士（仮称）」の試験実施、登録等 ⇒ (広域観光・文化振興局で検討)
- 国の法改正等の動向を踏まえるため当面見送りとしているが、次期広域計画の策定の中でどのように記載するか検討。

- 公設試験研究機関の一体的な運営 ⇒ (関係分野局で検討)
- 工業系の研究機関だけでなく、農林水産や環境などの分野でも、それぞれの研究機関が地域で果たしている役割も踏まえながら、関西が一体となって連携して取り組むべきか検討。

- カワウ以外の野生鳥獣に関する保護管理の取組 ⇒ (広域環境保全局で検討)
- カワウ以外のサル、シカ、イノシシなどの野生鳥獣対策の検討。

- 廃棄物対策の広域化 ⇒ (広域環境保全局で検討)
- 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用に関する広域的な取組など、関西における資源循環型社会の構築に向けた取組の検討。

- 資格試験・免許等の処理する事務範囲の拡大 ⇒ (本部事務局で検討)
- 各種試験の統一的な実施など処理する事務の範囲の段階的な拡充の検討。

(2) その他既存の分野事務の拡充

- 文化振興の取組強化 ⇒ (広域観光・文化振興局で検討)
- 次期広域計画で文化振興の位置付けを明確することを検討。
- 平成25年度に文化振興の指針づくりに取り組み、関西文化の魅力を内外に発信することを検討。

- 農林水産業振興の林業振興への取組拡大 ⇒ (農林水産部で検討)
- 平成25年度、農林水産業振興ビジョン策定の中で、農業だけでなく林業も含んだ広域的な方策（戦略）を検討。

(3) 分野横断事務

- 関西ブランド ⇒ (本部事務局で検討)
 - 魅力ある「関西」のイメージづくりの根底となるコア・コンセプトを検討。
 - 分野横断的なコンセプトの下で各分野が事業を進めていく仕組み（キャッチフレーズ、憲章、個別各分野で策定する際のガイドラインなど）を検討。
 - 広域連合の効果的な情報発信（広報・コミュニケーション活動）の実施方法を検討。
 - 将来的な取組として広域的・長期的な視点でブランド戦略を立てて、関西の情報を戦略的、一元的に発信していく仕組みが必要（ex 関西ブランドコミッティのようなセンター機能の設置など）。

- 海外事務所等の一体的な運営・連携 ⇒ (本部事務局で検討)
 - 現在、各府県市が持っている海外の出先機関、海外事務所等を関西の企業が共通して利用できるように連携しているが、今後、利用者の状況により、海外事務所等のさらなる連携、又は組織的な統合などを行い、一体的な運営に取り組むことを検討。

II 既存 7 分野以外の新たな事務

(1) 設立案又は現行広域計画に「今後拡充を検討する事務」と記載されている事務

- 行政委員会事務の共同実施 ⇒ (本部事務局で検討)
 - 処理事案が広域である都道府県の行政委員会事務（人事委員会、労働委員会、監査事務局等）を広域連合で共同実施するか検討。

- 交通・物流基盤整備 ⇒ (広域インフラ検討会企画部会で検討)
 - 港湾の一体的な管理運営、国道及び河川の一体的な計画、整備及び管理。
 - 国出先機関の事務権限の移譲にかかわらず、さらなる広域連合で取り組むことができる具体的な施策（関西における港湾の在り方、関西版ポートオーソリティ構想など）を検討。
 - 次期広域計画で現在の7分野事務に続く新たな事務として位置づけるべきか検討。
 - 関西の官民が連携し、関西のインフラの方向性を戦略的に考える委員会を連合内に設置するべきではないか。

(2) その他の新たな事務

①広域調整課題として取り組んでいる事務

- エネルギー政策 ⇒ (エネルギー検討会で検討)
 - 節電効果の検証等、中長期のエネルギー政策の検討にあたっての基礎データ整理に係る調査を実施。今後は、調査検証結果や平成25年度に開催する有識者会議の意見を踏まえ、関西全体の中長期的なエネルギー政策を検討。
 - 次期広域計画で現在の7分野事務に続く新たな事務として位置づけるべきか検討。

●広域インフラ（再掲）

●関西イノベーション国際戦略総合特区 ⇒ (特区推進室で検討)

- 関西の広域課題として特区の一層の推進を図るため、官民の協議会事務局体制の一体化とともに、特区推進室の体制強化を実施。今後、一体化した事務局のもとで、特区事業の一層の推進に取り組む。また、特区効果の連合域内への波及促進のため、広域産業振興局と連携し、特区効果波及事業の実施等を進めるとともに、地域活性化総合特区との連携方策も検討。

●首都機能バックアップ ⇒ (本部事務局で検討)

- 平成25年度は、関西の優位性や具体的な施設・設備等やこれを生かしたシミュレーションなどの調査を実施し、この結果を踏まえ、官民連携により国へ提案。今後、国における検討状況を注視しながら、関西での首都機能バックアップ構造の構築をすべく、官民連携により、課題解決に向けた取組を更に検討。

②現在、未着手の事務

●高度人材育成 ⇒ (広域連合内の事務担当者会議で検討)

- 既存の分野事務ごとで人材育成に取り組んでいるが、新しく産業界や大学などの教育機関と連携し、関西圏域に関する共同カリキュラムの開発、集中講座、学生・教員の流動化などに取り組み、世界に通用する人材を育成するとともに、これらの人材が関西にとどまるような魅力的な基盤・環境整備（企業・大学・研究機関での人材活用、これらの人材が活躍できるクラスターの形成など）に取り組むなど、優秀な人材の確保を主眼とした取組を検討するべきか。

●雇用政策 ⇒ (広域連合内の事務担当者会議で検討)

- 労働市場への広域的対応を図るため、訓練とチャンスを与えるような雇用政策（無料職業紹介と職業訓練の一体的取組など）に取り組むべきか。
- 女性の雇用については、価値観の転換、社会システムの転換が必要であることから、女性の社会進出を促進させるような政策（子育て支援制度や女性の雇用率・幹部登用率が高い企業を関西広域連合で認定など）に取り組むべきか。

●統計・情報分析 ⇒ (広域連合内の事務担当者会議で検討)

- 各府県が持つ工業統計などの統計業務を広域連合に集約するとともに、官民が一体となり、世界中の情報や知識を集め、分析するなど、連合の方向性や各分野に関する政策立案・政策提言を行うシンクタンク機能を整備すべきではないか。

●地域振興 ⇒ (広域連合内の事務担当者会議で検討)

- ジオパークのように、地域に特化しているものの、広域ネットワーク課題として取り組む方が効果的な地域振興の例が他もあるのではないか。
- 成功した地域振興のモデル事業を、関西全体に広げていくというスキームを広域連合が構築し、関西全体の地域振興につなげる取り組みをするべきではないか。
- 関西圏域の多くの地方都市や郡部の振興のための地域振興や都市との交流を活発化させていくべきではないか。
- 周辺地域は縮退（農山村）地域を抱えている。それを連合がどう対処していくのか。大都市圏の経済活性化だけではない。都市と周辺地域双方にメリットがあるから連合が支持される。今後の事務を考えたとき、従来の市町村の仕事である福祉や保健も考えていくべきではないか。

●消費者行政 ⇒ (広域連合内の事務担当者会議で検討)

- 消費者相談は市民に近い府県や市で行うべきだが、研修、情報共有などは広域で対応していくことが大事ではないか。

III 官民連携

(1) 官と民の知識・情報を共有し、広域的に検討する組織を設置するべきではないか。

⇒ (本部事務局で検討)

○関西の官民が連携することで、官民が有する情報を共有し、関西の将来像を目指した連合の施策を戦略的に考える組織を連合内に設置するべきではないか。

○関西イノベーション国際戦略総合特区のように、例えばポートオーソリティや関西ブランドコミュニティのような取組も官民連携組織を設置するべきではないか。

IV 計画の推進（広域連合のガバナンス）

(1) 広域連合委員会、広域連合議会、広域連合協議会の機能強化を図るべきではないか。

⇒ (本部事務局で検討)

○広域連合委員会は合議的な機関であるが、執行各部にそれぞれの権限が分割されていることから、縦割りになっているため、部門間の調整や連携に問題を残しているのではないか。

○広域連合協議会は、ガバナンスの側面から重要な政策決定過程のポイントであるが、連合協議会のあり方や権能を広域連合のガバナンスにうまく働かせる方法を検討するべきではないか。

○広域連合が成熟していくば、広域連合議会の役割も重くなる。広域連合議会が独自に政策形成を考えていくなど議会の役割を考えていくべきではないか。

(2) 構成府県市町村及び住民に対して、広域連合のメリットなどどのような効果的な情報発信を行るべきか。 ⇒ (本部事務局で検討)

○府県民に最も近い基礎自治体である市町村との信頼関係の構築は重要であることから、市町村と十分に意見交換するため、定例的な意見交換会を開催。（平成25年度から実施）

○関西広域連合も地方公共団体であり、域内の住民にこれまでの成果を示し、メリットを実感していただけるよう「見える化」を検討。

V 基本方向及び将来像 ⇒ (本部事務局で検討)

○20年から30年スパンで、中長期的な関西の姿をイメージし、ビジョンをもち、バックキャストで、次の3箇年を考えるべきではないか。また、20年、50年先の関西のあるべき姿を可視化し、重点化すべき分野と施策を考えるべきではないか。

○関西を新たな価値を創造する圏域にするため、考え方を徹底的に見直し、グレートリセットすることが必要。

○アジア各国では、上海を含む長江デルタや、香港や広州を含む珠江デルタのようなメガリージョンが、ここ数年、あいついで誕生している。関西が世界と競争することを考えると、世界の中でどのようなメガリージョンを創造するのかという視点が必要。

○この3年間で「アジアのハブ機能を担う新首都」との方向に関しては充実が感じられるが、「個性や強みを活かし地域全体が発展する」に関しては取組が弱いのではないか。

今夏の電力需給対策について

関西広域連合では、関西電力管内における今夏の電力需給見通しについて、国が実施している全国の電力需給見通しの検証を踏まえ、関西電力株式会社にデータ提供を求めるとともに、専門家の意見も伺いながら検討を行った。

本日開催した第32回関西広域連合委員会においては、関西電力株式会社からの説明とともに、関西広域連合エネルギー検討会電力需給等検討会議からの報告を受け、今夏を通じて一定の供給予備力が確保される見込みであることを確認した。

しかし、この電力需給見通しは、定着分とはいえた一定の節電量を見込んでいることから、電力需給の安定化に向けては、この節電量を着実に実施していただくよう、府県民や事業者の皆様に、しっかりと呼びかけていく必要がある。

このため、関西広域連合としては、今夏の電力需給対策について、国や関西電力株式会社と連携・協力し、次のように進めることとする。

1 関西電力管内における今夏の節電のお願い

- 期間：平成25年7月1日（月）～平成25年9月30日（月）の平日
(8月13日（火）～15日（木）を除く)
- 時間：9：00～20：00
- 内容：昨年並の節電の着実な実施（平成22年夏と比べて9%削減を目安）
(昨夏に取り組んでいただいたエアコン28°C設定や不要時のこまめな消灯などの日常的な節電行動を、無理のない範囲で着実に実施していただくことで、平成22年夏と比べて約9%の削減が可能となります。)

※ 目安の数値は、国の電力需給見通しにおいて見込んでいる関西電力管内の定着節電量である平成22年夏比▲8.7%を考慮して設定

○ 留意事項

- ・ 産業活動や病院、鉄道などのライフライン機能、都市機能等の維持に支障を生じない範囲での協力をお願いする。
- ・ 高齢者や乳幼児、体調が悪い方のおられるご家庭には、健康上支障のない範囲での節電をお願いする。

2 関西の府県民や事業者の皆様に、省エネ型ライフスタイルへの転換に向けて、継続して節電・省エネに取り組んでいただけるよう幅広く啓発活動を行う。

平成25年4月25日

関西広域連合

連合長	兵庫県知事	井戸 敏三
副連合長	和歌山県知事	仁坂 吉伸
委員	滋賀県知事	嘉田 由紀子
委員	京都府知事	山田 啓二
委員	大阪府知事	松井 一郎
委員	鳥取県知事	平井 伸治
委員	徳島県知事	飯泉 嘉門
委員	京都市長	門川 大作
委員	大阪市長	橋下 徹
委員	堺市長	竹山 修身
委員	神戸市長	矢田 立郎

平成 25 年 4 月 25 日
広域環境保全局

平成 25 年度の「関西夏のエコスタイル」の実施について

1 概要

- 温室効果ガス削減のための広域取組として、夏季の適正冷房（28℃）と軽装勤務を「関西夏のエコスタイル」として広く呼びかけ。
- 構成府県市だけでなく、関係自治体、経済団体、および関西以外の広域連携団体（中部圏知事会議、四国地球温暖化対策推進連絡協議会、九都県市首脳会議）とも連携して実施。

2 期間

- 平成 25 年 5 月 1 日（水）～10 月 31 日（木）
上記期間内で、地域の気候に合わせて取組を依頼
- 関西広域連合の構成府県市および本部事務局では、上記期間で実施（府内調整中を含む）

【参考】

- 環境省 平成 25 年度クールビズ（予定）
平成 25 年 5 月 1 日（水）～10 月 31 日（木）



徳島からの提案！

◆関西ライフスタイルの転換に向けた「節電・省エネ行動」の共同実施

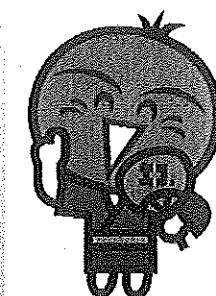
～「ライフスタイルの転換」「電力使用の平準化」「省エネ意識の啓発」一石三鳥の取組み～

◆関西ライフスタイルの転換に向けた「サマータイム」の実施◆

徳島県では、平成23年夏から
「徳島版サマータイム『あわ・なつ時間』」を実施！

期間	7月1日から9月30日まで
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「節電強化時間」(14時から16時)の設定 ・節電マネージャーの設置 ・庁舎の電力使用状況の「見える化」 ・「超過勤務時間の縮減」に向けた取組み強化 など
効果	<ul style="list-style-type: none"> * 実施機関の電力消費量 (平成22年度比) ▲19.6% * 職員に超勤削減の意識付けが見られる など
《24年度》	

徳島県のほか、兵庫県、大阪府、鳥取県、大阪市、堺市において、
「勤務時間の前倒し」、「昼休み時間のシフト」などに取り組んだ。



◆家族でおでかけ・節電キャンペーンの実施◆

電力を最も消費する昼間のピーク時に家族揃っての外出を促進し、
「家庭における節電」と「新ライフスタイルへの転換」につなげる。

《24年度》	
キャンペーン期間	7月21日から8月31日まで (夏休み期間中)
参加施設	関西全体で 1,365施設(515主体)

今年度も、
関西広域連合共通で、
取り組む必要がある！

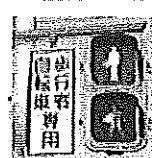
～平成25年度からの新たな取組み！（徳島県）～

◆「歩行者用信号機」の完全LED化◆

歩行者用信号機のLED化を、リース方式により一括導入する。

《期待される効果》

- * 「関西広域連合新商品調達認定商品LED」を活用
(地場産業の振興)
- ～技術力、アイデア、意欲のある中小企業を関西全体で応援～
- * 大幅な節電効果 (節電・省エネ効果)
- * 視認性の向上 (歩行者の安全確保)



「LED導入」の
全県展開！

関西広域連合を構成する府県市で、
歩調をあわせた、節電・省エネの取組みを、
住民・事業者に呼びかける必要がある！

「道州制基本法案（骨子案）」に対する申し入れ

標記法案（骨子案）については、自由民主党と公明党のワーキングチームで検討が進められ、早ければ今国会へ提出がなされるとの報道もあるところです。

この法案（骨子案）は、道州制の導入に向けた検討の基本的方向や手続きについて規定するもので、道州制に係る重要事項や制度設計の詳細については、この法案に基づき設置される「道州制国民会議」で調査審議がなされることになります。

しかし、地方公共団体をはじめとする多くの関係者が共通イメージを持ったうえで国民的議論を呼び起こすためにも、制度の根幹的内容については、その概略や方向性を早急に明確にしたうえで、国民会議での調査審議を行うべきであると考えます。

道州制国民会議での検討にあたっては、分権型社会を実現するという本来の目的に鑑み、下記の項目について基本となる考え方を明らかにするよう求めます。

記

1 基本原則

地方分権改革の推進の目的を見失わないこと

道州制の検討にあたっては、わが国の中央集権体制を見直し、分権型社会を構築するという本来の目的を見失わないこと。

2 国・道州・基礎自治体のあり方

(1) 国が引き続き担う役割を具体的に限定列挙すべき

国、道州、基礎自治体の役割分担については、現在のところ、概念的・抽象的な整理しかなされていない。

国から道州へ移譲する事務を個々に明らかにしていくのではなく、国が引き続き担う役割を具体的に限定列挙すべきである。

(2) 国全体の統治機構のあり方を見直すべき

「道州制の基本的な方向」として真っ先に「都道府県の廃止」が挙がるなど、議論が広域自治体のあり方のみに終始している。中央府省や市町村のあり方を含めた国全体の統治機構の見直しが必要である。

中央府省に残る権限や国会が引き続き担う立法権限の範囲を明らかにした上で、中央府省・国の出先機関の解体再編や国会のあり方、基礎自治体の権能や組織なども議論すべきである。

そのうえで、国の機能強化や分権型社会実現の理念を明確に盛り込むべき。

また、全国で唯一の府県域を越える広域自治体として確実に取組を進めている関西広域連合の実情や仕組みについて十分な検証を行うべきである。

(3) 基本法案中の「基礎自治体」とは何か明らかにすべき

法案が「基礎自治体」という文言を用いる趣旨は何か。

「市町村」を一定の規模を持つ新たな「基礎自治体」に合併・再編することを想定しているのか。

「基礎自治体」は従前の市町村と異なり、その権限を強化することを前提としているのなら、そのための枠組みについて示される必要がある。

現行の市町村を前提とするのであれば、地理的・歴史的・文化的条件などにより、十分な権能を発揮できない団体も生じると考えられ、その補完について検討しておく必要がある。

(4) 大都市との関係を明確にすべき。

政令市をはじめとする大都市については、特別な制度の適用を含め、道州との関係について明確にすべき。

3 自立した道州と基礎自治体

(1) 自治立法権を確立すべき

道州の自治立法権をどこまで認め、併せて国会機能をどう再編するのか。国法と道州・基礎自治体の立法の関係を早急に明らかにする必要がある。

地方の立法権が拡充すれば、国会の役割の見直しの検討を要する。

(2) 自主執行権を確保すべき

国から大幅に移譲された事務・権限を道州が執行するにあたっては、原則国からの関与があってはならず、自らの判断と責任で行うこととすべきである。

道州に大幅な企画立案権が付与されるなら、中央府省の機能・役割も縮小することになり、その抜本的な再編は不可避となる。

(3) 自主組織権を尊重すべき

道州や基礎自治体の組織・体制のあり方を国が一律に決めることがあってはならず、道州・基礎自治体自身が多様な形態を柔軟に選択できるようにすべきである。

(4) 自主財政権を確立すべき

国・地方を通じて税収が不足するなかで、単純に道州に税源を移譲するだけで必要な財源が確保できるのか。それぞれの道州が財政的に自立した自治体として、持続可能な仕組みを提示しなければならない。

また、東京をはじめとした都市部に税源が偏在している現状を前提に、道州間や道州内の基礎自治体間で財政力格差を生じさせないよう財政調整のあり方を示す必要がある。

(5) 住民自治のあり方についても考えを示すべき

現行の都道府県よりもはるかに広大となる道州においては、政策決定の過程が住民から見えにくくなり、住民自治が機能しなくなる恐れがある。

また、基礎自治体が従来の市町村より規模・面積が広大になるのであれば、住民の意思を適切に反映できなくなる恐れがある。

4 憲法改正

憲法改正も視野に入れるべき

道州は一国の人口・経済規模に匹敵するほど巨大であり、わが国の統治システムを大きく変えるもの。

道州に大幅な自治立法権を認めるなど国・地方を通じた統治機構の改革をめざすためには、例えば、道州制を憲法上に明記する等、憲法改正も視野に入るべきである。

5 地方の意見を反映した制度設計・手続き

(1) 地方の意見を反映すべき

道州制の制度設計を行うにあたっては、地域における地理的・歴史的・文化的条件を最大限考慮した制度とするため、多様かつ地域実情に即した地方の意見を反映する必要がある。

このため、道州制国民会議が設置された際には、全国で唯一の府県域を越える広域自治体であり、広域行政課題に対応実績のある関西広域連合の参画を可能にすること。

(2) 先行的取組として広域連合に国出先機関を移管すべき

わが国の統治機構を抜本的に見直すことから、まず十分な議論を尽くすことが必要である。

一方で、道州制の検討を理由に地方分権改革を停滞させてはならず、関西広域連合などの特別地方公共団体への国出先機関の移管を内容とする法律案を早期に国会に提出し、その成立を図ること。

平成25年4月30日

関西広域連合

連合長	兵庫県知事	井戸 敏三
副連合長	和歌山県知事	仁坂 吉伸
委員	滋賀県知事	嘉田 由紀子
委員	京都府知事	山田 啓二
委員	大阪府知事	松井 一郎
委員	鳥取県知事	平井 伸治
委員	徳島県知事	飯泉 嘉門
委員	京都市長	門川 大作
委員	大阪市長	橋下 徹
委員	堺市長	竹山 修身
委員	神戸市長	矢田 立郎

資料 6

関西広域連合規約の改正について

関西広域連合本部事務局
平成 25 年 4 月

1. 規約改正の目的

関西広域連合においては、今後、設立当初の事務に係る取組の本格化に加え、次期広域計画の策定による新たな展開が見込まれるとともに、国出先機関をはじめとする国の事務・権限等の移譲に向けた取組をさらに強化する必要がある。

こうした状況に対応して、広域連合議会の活動を充実し、広域連合の事務執行に係る監視機能や調査、政策提言機能等を強化することにより、関西広域連合の適切な事務執行と地方分権に向けた活動の強化を図るために、規約附則第5項に係る議員定数の本格見直しを行う。

2. 定数見直しの考え方（最終的な定数を 29 人から 36 人へ）

- ① 府県域別の議席配分について、設立時（20 人）の 2 倍を基本
- ② 各府県区域について 2 人に、下記の人口区分に応じた人数を加える
 - ア 人口 250 万未満・・・・・・・ 2 人（滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県）
 - イ 人口 250 万以上 500 万未満・・・ 4 人（京都府域）
 - ウ 人口 500 万以上 750 万未満・・・ 6 人（兵庫県域）
 - エ 人口 750 万以上・・・・・・・ 8 人（大阪府域）
- ③ 政令市を有する府県域内の議席配分は、関係団体で協議
(協議結果 ⇒ 京都市 2 人、大阪市 3 人、堺市 2 人、神戸市 2 人)
- ④ その上で、特定団体の配分を特例減（ア、イにつき各△1）
 - ア 部分参加（3 分野以下）の団体（現時点では鳥取県に△1 を自動適用）
 - イ 構成団体間の均衡又は国の地方機関の管轄を考慮する団体
(兵庫県△1、鳥取県△1、徳島県△1)

3. 今後のスケジュール（予定）

			全体日程	規約改正スケジュール
H25	4月	25 日	広域連合委員会	規約改正案の確定・構成団体への説明周知
	5月	下旬 ～ 7月 中旬	構成団体議会定例会	構成団体議会で規約改正案議決（5月～7月） ↓ 総務大臣へ許可申請
	8月	中旬	総務大臣許可	改正規約施行
		～	構成団体議会定例会・臨時会	広域連合議員選出（定数増分）
	11月	下旬	広域連合議会定例会	

(参考) 各構成団体の議員定数

(単位：人)

	人口 (H22 国勢調査)		議員定数 計		備 考
	府県域人口	政令市人口		府県域内訳	
滋賀県	1,410,777		4		
京都府域	2,636,092		6		
京都府		2,636,092		4	
京都市		1,474,015		2	
大阪府域	8,865,245		10		
大阪府		8,865,245		5	
大阪市		2,665,314		3	
堺市		841,966		2	
兵庫県域	5,588,133		7		
兵庫県		5,588,133		※ 5	構成団体間の均衡△1
神戸市		1,544,200		2	
和歌山県	1,002,198		4		
鳥取県	588,667		※ 2		分野部分参加△1 国出先管轄地域外△1
徳島県	785,491		※ 3		国出先管轄地域外△1
合 計	20,876,603		36		

関広議第4号
平成25年4月23日

関西広域連合
連合長 井戸 敏三 様



関西広域連合議会の新たな議員定数・議席配分について

この度、関西広域連合議会の議員定数・議席配分について、別紙のとおり取りまとめましたので、これに基づき規約改正の手続きを進められるようお願いします。

新たな議員定数について

◎総定数 36人 (現行29人、7人増)

内訳：	滋賀県	4人	(3人、+1人)
	京都府	4人	(3人、+1人)
	大阪府	5人	(5人、±0人)
	兵庫県	5人	(4人、+1人)
	和歌山県	4人	(3人、+1人)
	鳥取県	2人	(3人、-1人)
	徳島県	3人	(3人、±0人)
	京都市	2人	(1人、+1人)
	大阪市	3人	(2人、+1人)
	堺市	2人	(1人、+1人)
	神戸市	2人	(1人、+1人)

◎定数増員の考え方

- ① 関西広域連合においては、今後、7分野の広域事務の取組が本格化していくことに加え、25年度には次期広域計画の改定作業、26年度からは同計画に基づく新たな取り組みがスタートする中で、連合議会として、政策提案や監視機能を十分に発揮していく必要があること
- ② 関西広域連合設立の大きな柱である国出先機関の移管が、政権交代により不透明な状況となっているが、連合議会としては、国に対し地方分権の推進や国出先機関の移管実現に向けた働きかけを強化する体制を整えるとともに、その受け皿となりうる体制を準備する必要があること

以上の考え方から、今回議員定数の7名増を行うものである。

関西広域連合議会は、二元代表制の下、関西広域連合の責任ある運営を担う議事機関として、今後とも積極的に議会活動の充実・機能強化を図り、その責任をしっかりと果たしていく。

議員定数の基本的考え方

- ◎ 政令市の有無で地域バランスが左右されないよう、府県域ベースで議員数を設定する。
- ◎ その際、設立当初（20人）の各府県配分を基本とし、総数を2倍とする。
- ◎ 政令市を有する3府県については、府県・政令市の配分について、それぞれの府県市間で協議する。
- ◎ 調整
 - ・ 鳥取県については、部分参加であるため、1名減とする。
 - ・ 鳥取県・徳島県については、国の地方機関の管轄を異にするため、1名減とする。

大阪府ドクターへり及び徳島県ドクターへり の関西広域連合への事業移管について

「関西広域救急医療連携計画」に基づき、大阪府ドクターへり及び徳島県ドクターへりが関西広域連合へ事業移管された。

1 事業移管日

平成 25 年 4 月 1 日（月）

2 事業移管の状況

	3府県ドクターへり (KANSAI・こうのとり)	大阪府ドクターへり (KANSAI・もず)	徳島県ドクターへり (KANSAI・藍バード)
基地病院	公立豊岡病院	大阪大学医学部附属病院	徳島県立中央病院
運航会社	学校法人ヒラタ学園		
運航範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、京都府北部、兵庫県北部及び鳥取県東部を運航範囲とし、基地病院より半径50km圏内に係る消防本部の管轄区域 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、大阪府内、奈良県内、和歌山県内 ・平成23年4月から滋賀県全域も運航範囲 ・平成24年10月から京都府南部も運航範囲 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、徳島県全域及び兵庫県淡路島、基地病院から半径100キロメートル圏内に位置する和歌山県の一部地域
運航開始	平成 22 年 4 月	平成 20 年 1 月	平成 24 年 10 月
広域連合移管時期	平成 23 年 4 月	平成 25 年 4 月	平成 25 年 4 月

道州制のあり方研究会について

1. 研究会の目的

「国における道州制をめぐる動きに対応して、国主導の中央集権型道州制にならないよう、全国で唯一の府県を越える広域連合として地方分権改革を推進する観点から、道州制のあり方について調査・検討を行い、国に提言するとともに、将来の関西における広域行政のあり方等の検討に資する」(研究会設置要領第1条)

2. 設置時期

平成 25 年 3 月 2 日

3. 委員名簿

氏名	主な役職	備考
北村 裕明	滋賀大学理事・副学長	
新川 達郎	同志社大学大学院教授	座長
村上 瞳	大阪学院大学教授	
山下 淳	関西学院大学教授	副座長

○必要に応じてゲストを招聘

4. 検討の方向性

- 国主導で中央集権型道州制の導入が進まぬよう、今後、政府が進めるであろう道州制検討に係る課題・問題点をあぶり出す。
- 具体的な事務に即して、国と地方の扱うべき事務や執行のあり方、国の関与、道州と基礎自治体の関係などについて議論を行う。
- 道州制基本法案の問題点など、演繹的な議論も並行して行う。 など

5. これまでの開催結果および今後の予定

(1) これまでの開催結果 ※資料は別冊を参照

○第1回会合

(日 時) 平成 25 年 3 月 23 日 (土)

(出席者) 新川座長、山下副座長、村上委員 (欠席: 北村委員)

[ゲスト] 中村・滋賀大学環境総合研究センター特任教授

(議 事) (1) 検討の方向性およびスケジュールについて

(2) 具体的な政策分野 (河川管理) を通じた論点について

○第2回会合

(日 時) 平成25年4月22日(月)

(出席者) 新川座長、山下副座長、北村委員、村上委員

(議 事) (1)具体的な政策分野(産業振興、インフラ整備、森林保全)を通じた論点

(2)「道州制基本法案(骨子案)」の問題点等

○第3回会合

(日 時) 平成25年5月20日(月)

(出席者) 新川座長、山下副座長、北村委員、村上委員

[ゲスト] 佐々木・中央大学教授

石田・徳島大学大学院准教授

(議 事) (1)大都市圏および小規模市町村との関係から見た道州制の意義や
課題等

(2)「道州制基本法案(骨子案)」の問題点等(2回目)

(2) 今後の予定

○第4回会合

(日 時) 平成25年6月17日(月) ※予定

(議 事) 中間報告(論点整理)案についてなど

⇒ 6月 議会および連合委員会へ中間報告

○第5回会合以降

(日 時) 7月以降(月1回程度開催)

(議 事) 具体的な政策分野の追加など

○年度内(予定※) : 最終報告 ※国の動向により変動あり

道州制のあり方研究会第1回会合の概要

- 1 開催日時：平成25年3月23日（土）10:00～12:00
- 2 場所：関西広域連合本部事務局大会議室
- 3 出席者：新川座長、山下副座長、村上委員（欠席：北村委員）
[ゲスト] 中村・滋賀大学環境総合研究センター特任教授
- 4 議事：
 - (1) 検討の方向性およびスケジュールについて
 - (2) 具体的な政策分野（河川管理）を通じた論点について

第1回会合のポイント

- 単に国の権限を地方（道州）に移すという権限移譲の話だけを議論するのでは意味がない。
- 河川管理では既存の制度を大きく変えて、流域単位で水循環をトータルに捉える包括的な仕組みが必要になっている。加えて、ローカルレベルの経験や工夫を活かした分権の仕組みをつくっていく必要がある。
- 広域行政体は自ら抱え込んで権限執行するのではなく、様々な主体をファシリテート（調整）する働きが求められる。「水循環基本法案」や同法における「水循環基本計画」は参考となる事例。

主な発言内容

■中村ゲスト（滋賀大学環境総合研究センター特任教授）

- 滋賀県の琵琶湖淀川の流域管理に関する検討委員会（委員長：中村教授）の提言「琵琶湖淀川流域のこれから流域管理に向けて（別紙概要参照）」を紹介
- 淀川水系流域委員会は「（新河川法の下で）河川流域管理には従来とは異なる新たな観点が必要」という趣旨で国交省自身が設立した。議論が治水におけるダムや堤防の有効性の問題に集中した印象を与えたのは問題だが、河川法の限界（河川の中だけで治水を考えることの限界）を含めた幅広い議論が行われたことは評価できる。
- 権限や財源の移譲を受けた道州には大きな責任が伴う。基礎自治体もそれなりの覚悟をしなければならない。
- 現在滋賀県なども流域治水の取組を始めているが、治水と環境、ハードとソフトの組み合わせをどうしていくかなど抜本的な制度の改革が必要。この取組は一気に進まず試行錯誤が伴う。改革の効果を検証・評価し、地域で共有する仕組みが必要。
- 住民レベルで様々な取組がなされているが制度が追いついていない。若い世代も含めて河川のあり方にフラストレーション顕れているのではないか。
- 県はメンタリティとして、国への依存を前提に議論してきた感がある。「府県の見解に相違がある時どう対応するか」との問題意識では展望は開けない。地方も相当果敢に臨んでいく姿勢が求められる。
- （超党派議員連合が省庁間調整などを経て上程を目指している）水循環基本法案の最終案は、本日の資料に提示されている2009年の原案に比べて後退した感があるものだが、（流域ごとに作成し5年ごとに見直すべきとした）水循環基本計画の策定を求める考え方は残った。計画の進捗状況に応じて個別事業の調整やその評価が必要となり、場合によっては基本計画の改訂もなされるという仕組みの考え方は今後参考になる。

- 地域住民は長い歴史の中で経験を積んでいる。それをどう計画や事業実施に活かすのかが重要。

■新川座長（同志社大学大学院教授）

- 府県を越える政策に係るガバナンスをどう支えていくか。従来の国・府県・市町村の縦割り・横割りの行政にガバナンスを働かせる仕組みにどう変えていくか。
- 今は河川に関わる業務を指定区間の内外や水位調整、環境など業務分野を合理的に切り分けて対応しているが問題が吹き出しているという状況。もう一度政策をトータルに考え、どう統合を進めていくかを考える必要。
- （中村先生が主張するように）現状を大きく変えることが難しい場合、実験をやりつつ部分的イノベーションを行い、有効であれば実行に移していく観点もある。
- 多くのアイデアや知識が蓄積されている市民レベルから水や環境を変える大きな力になつていかないといけない。
- 単純に道州や広域連合で流域管理をすればいいという話でもない。分権型の仕組みをつくっていくときにツールとして「計画」が働くかどうか。ローカルとの関わりの中でつくられるガバナンス、体制づくり、調整する仕組みをどう考えていくか。
- 今日は個別政策から議論に入った。制度の話はもう少し先にしてはどうか。

■山下副座長（関西学院大学教授）

- 国の権限を移譲すればいいだけではない。既成の河川管理を変化させ、環境生態系の観点を利水・治水に盛り込むなどレベルの高い包括的な政策を考える必要。
- 誰が責任を持って担うのか、意思決定をどういう形で取り組むか。国・府県・市町村のそれぞれの縦割りが邪魔になっており、横串を指さないと。また行政だけではなく、住民・NPO・市民グループなど関係者が多様化しているなか、どう協働・参画させるのか。
- 広域的な単位は、国や府県のように自分の仕事と言って全部とるのではなく、ファシリテーターとして関係する行政主体間を調整し、各主体の施策を整合させるというイメージではないか。
- 水循環基本法案の水循環基本計画が今後の議論の手がかりになるのは同感。ただ制度論からいえば、その計画をどの主体でどういう手続きでつくるのか。一足飛びにはできないから少しずつ良くなればとの思いもある。一方で危機管理的な対応をどうするか。現在の1級河川、2級河川の区別も合理的なのか等も含め、今の権限自体も見直していく必要。また財源負担の主体間の整合の問題もある。
- 基本計画をつくり、PDCAサイクルで廻すのはいいが、重要なのは上からの計画づくりはダメ。計画づくりのプロセスでガバナンスが試される。
- （道州制など新たな広域行政体の導入には）大きな政策転換を伴わなければならぬと思っているが、それを考えるためのきっかけや道具がいる。水循環基本法案やその流域管理の概念は、既存の政策とは違う大きなレベルの政策を盛り込める道具建てとなりうる。こういう観点から議論して、広域行政の主体についてはもう少し先の議論でいいのではないか。

■村上委員（大阪学院大学教授）

- 神奈川県の事例として、県民税の超過課税を財源に、県外の上流域にも水源保全などの対策を打とうとしている。コストの問題になると関係者はシビアになるので相当困難な調整ごとに発展してしまう。ガバナンスについて、実際に問題が起った時に強い権限や主導権を持つところがないと調整できないのではとの懸念もある。

道州制のあり方研究会第2回会合の概要

- | |
|--|
| 1 開催日時：平成25年4月22日（月）9:30～12:30 |
| 2 場所：関西広域連合本部事務局大会議室 |
| 3 出席者：新川座長、山下副座長、北村委員、村上委員 |
| 4 議事：(1)具体的な政策分野（産業振興、インフラ整備、森林保全）を通じた論点
(2)「道州制基本法案（骨子案）」の問題点等 |

第2回会合のポイント

(1)具体的な政策分野（産業振興、インフラ整備、森林保全）を通じた論点

①産業振興

- 産業施策自身は成長戦略（ビジョン）を実現するツール。個々のツールよりも実効性のある成長戦略を自ら策定できるようにすることが大事。
- 国・道州・市町村間でそれぞれの成長戦略の整合を図る仕組みづくりが必要。
- 法人課税について産業促進や地域還元などの観点から、どのような地域課税、税源配分の仕方が望ましいかを考えていく必要がある。

②インフラ整備

- これまでのインフラ整備は、道路、鉄軌道、港湾、空港と別々に整備が進められて來たきらいがあり、圏域の単位で総合的な整備を進めるとの視点は重要。但し、各交通機関は圏域で完結するものではなく、全国的なネットワークから末端まで多層化しており、地方自ら圏域内のネットワークを整備するとしても、全国的なネットワークとの調整の仕組みは必要。
- 既存施設の維持管理（大規模修理）と新設・改築は別に考えることもできるのではないか。

③森林保全

- 流域単位で支え合う枠組みは求めるべきだが、既存の自治体連携でも出来るとの批判もある。
- 山林行政をどう考えていくのか。林地の使用と管理、利用と環境、国立公園を含めた管理、国土保全と国土利用という観点からさらに議論をしたい。
- 強固な権限を持った道州か、流域の連携を促すソフトな道州かで、道州制と言ってもかなりイメージが変わってくるのではないか。

(2)「道州制基本法案（骨子案）」の問題点等

- 何のために道州をつくるのか、行革の推進や地方交付税制度の見直しのための道州制にならないか。最終的には地域や住民生活が良くならないと道州にしても仕がない。
- 国が引き続き担う役割を具体的に限定列挙するには限界がある。道州を憲法上の自治体と位置づけるのであれば、道州にはその権能や組織などにどのような制約がかかるのか、国の法律の守備範囲はどこまでなのか国に問うていく必要がある。
- 平成の大合併を経た上でも、市町村の人口や規模は多様。これ以上市町村を再編しても、均一化することは無理だろう。今の市町村を前提とすると府県を無くす議論はやや乱暴。

主な発言内容（参考）

(1)具体的な政策分野（産業振興、インフラ整備、森林保全）を通じた論点

①産業振興

■新川座長（同志社大学大学院教授）

- 霞ヶ関に産業に関連する基盤整備、税制、金融、規制の基準に関する権限が集中しているがそのあたりも含めて踏み込んで議論していく必要があるのではないか。
- 産業ビジョンを実現していく上で、意味のある道州制とはどういうものか。関西の発展を促すために道州の具体的な権限や政策といったものがどうあるべきか。道州制を導入することの意義を見つけ出していく作業が必要。
- 法人課税のあり方について、産業促進やその果実の地域への還元という観点から、どういう地域課税、税源配分の仕方が望ましいのかを考えていく必要がある。

■山下副座長（関西学院大学教授）

- あくまでも産業施策自体は政策（ビジョン）を実現するためのツール。ツール部分の移譲を論じるよりも、まずビジョンを策定する権限について議論することが重要。その際の国・道州・都道府県・市町村の役割や、それぞれの長期的なビジョンの整合を図る仕組みについて詰めていく必要がある。
- 広域連合の産業ビジョンをモデルとして、どういう形で既存の権限がベターに行使できるか、そして何がネックになっているか、また国の施策では問題があるのかなど、もう少し具体的に議論する必要がある。

■北村委員（滋賀大学理事・副学長）

- 税源の偏在性は大きな問題であるが、応益課税の観点から地方の法人課税をなくしてしまうのは問題。他の税とのバランスも考慮しつつ、地方もある程度課税の権限を持つべき。
- 国の権限を単純に移しても意味がなく、地域レベルで産業施策を展開する際に何が最大のネックになっているのかを議論すべき。そこを明確していく中で道州に移譲した場合のメリットが見えてくるのではないか。

■村上委員（大阪学院大学教授）

- 関西として経済発展を独自に考えるとすれば、国際競争力の強化は関西も取り組む必要がある。
- 財源措置について、地方税はあくまでも偏在性の少ないものが好ましい。偏在性の高い法人課税などについては、原則国の財源とすべきではないか。
- EUやアメリカなどでは二重課税や、地域間での税率が異なることが問題となっている。地方分権の観点からも地方の独自課税も大事であるが、狭い日本においては統一的な税制の方がベターなのではないか。道州間の税制優遇等の過当競争の問題も発生するものと考えられる。

②インフラ整備

■新川座長（同志社大学大学院教授）

- 圏域でかなりのところまでやるということになれば、国に残るのは全国的な調整だけということもあるのではないか。あとはお金の問題ということになる。
- インフラ整備の各段階（事業計画、工事監理、債務負担、資金調達）、国・都道府県・市町村の各レベルでの交通体系、農道・林道・漁港をどう考えるのか。また、運輸事業者規制の問題もあるのではないか。

■山下副座長（関西学院大学教授）

- これまでのインフラ整備は、道路、鉄軌道、港湾、空港と別々に整備が進められてきたきらいがあり、圏域の単位で総合的な整備を進めるとの視点は重要。但し、各交通機関は圏域で完結するものではなく、全国的なネットワークから末端まで多層化しており、地方自ら圏域内の

ネットワークを整備するとしても、全国的なネットワークとの調整の仕組みは必要。

- 未整備のところを誰がどのように整備を進めるのかというのは、優先順位をどうするかという政策決定の問題。財源の問題はあるが、お金さえあれば誰がするかは別にして進捗していくもの。今問題となっているインフラの維持管理や大規模修繕をどうするのか。新しく作っていくという話とは別にするべきではないか。
- ビジョンだけであれば、今でも地域連携でつくれる。また、道路管理の区分が変わるだけではあまり意味がないのではないか。高速自動車国道も一体的に管理してもよいとか、もう少し踏み込んで考えないと、今のままでいいということになってしまふのではないか。

■北村委員（滋賀大学理事・副学長）

- 交通ネットワークは、関西、北海道、九州など交通需要にまとまりのある圏域と、その他の圏域では地域事情が違う。その他の圏域では他の圏域との接続が切実な問題になるのではないか。
- 全国レベルの重要なネットワークとの関係を持たないと、中小のネットワークは描けない。「関西広域連合」なり、「関西州」らしいネットワークということであれば、国レベルで管理すると想定されるものまで踏み込んで考えるべきではないか。

■村上委員（大阪学院大学教授）

- インフラ整備で地域差が出てくるということについては、それぐらいの覚悟といったものがないと地方分権はできないと思っている。
- 道路財源としては、より環境税的なものを考えるか、一般財源を充てるか、そのあり方も全国一律とすべきか検討の余地があるのではないか。

③森林保全

■新川座長（同志社大学大学院教授）

- 流域の環境保全、流域全体の効率的な利活用などは、水平連携では利害対立を最終的に決着することが難しい。
- 森林保全や流域管理において、実際に道州がどんな機能を果たすのか、思考実験的に考えていく。様々なパターンのものを想定する中で、詰めていく作業をしていく必要がある。
- 荒れた森林をどうするかというだけでは道州制にならない。議論は、森林の所有・管理を道州としてどう引き受けるかという点に行く。林地の使用と管理の問題、利用と環境の問題、国立公園を含めた管理の問題、国土保全と国土利用という観点からもっと議論をしなければならないが、これまで充分なされていない。国の役割を明確にし、道州に何が出来るのかという議論をしていく良い機会ではないか。

■山下副座長（関西学院大学教授）

- 課題は、森林の適切な管理か、産業としての林業か、地域のあり方か。課題が広がりすぎているのではないか。
- 流域単位で支え合う枠組みは、都道府県よりは広い範囲で考えた方が作りやすいと思うが、それは既存の自治体連携でも出来るのではないか。
- 枠組みを作れば上下流の総合的な連携をスムーズにできるだろうが、そのために道州制といった大きな道具立てを用意する必要があるのか。中山間地域の振興をどうしていくかといった、もっと総合的にとらえるための枠組みとして考えるべきではないか。

■北村委員（滋賀大学理事・副学長）

- 森林保全には水系単位の管理が有効だが、林業については道州制の問題ではなく、膨大な補助金が林業振興に対応していないのが問題。
- 道州制のガバナンスをどのレベルに設定するかという問題。強固な権限を持った道州を考えるのか、流域の連携を促すソフトな道州を考えるのかで、道州制と言ってもかなりイメージが変わってくる。

■村上委員（大阪学院大学教授）

- 林野庁の赤字はどうするのか。道州に付け替えるのか。

(2) 「道州制基本法案（骨子案）の問題点等」

■新川座長（同志社大学大学院教授）

- 国の統治機構の議論は必要。国の統治機構には集権体制型、連邦制型などいろいろな組み合わせがあり、時間をかけて議論する必要がある。
- 現行の自治の実情を踏まえ、基礎自治体、道州が何を担うかがわからないと法案には乗りにくい。
- 道州を現憲法上の自治体と位置づけるのであれば、道州には権能や組織においてどのような制約がかかるのかを問うべき。
- 東京都の取り扱いを含め首都圏の扱いや道州内の分散をどう考えるかは問題。

■山下副座長（関西学院大学教授）

- 国が引き続き担う役割を具体的に限定列挙するには限界がある。国と地方で融合する場合もある。自治事務と法定受託事務の区別など抽象的にメルクマールを設けても、実際の振り分け作業の中で変わる。むしろ、国の法案でどこまで定めるか、地方の裁量の限界はどこなのかを国に問うべき。
- 何のために道州をつくるのか。政策目的の議論が大事。最終的には住民、地域が良くなることが見えないと枠組み（体制）を変えても仕方がない。
- 基礎自治体については、現在の府県や市町村の分担している事務の何を担うのかがわからないまま議論できない。そのとき、現状の市町村でできるのかを議論する中で、府県を残す選択肢も出てくるかもしれない。
- 平成の大合併を経た現在でも、市町村の人口、規模などは多様。これ以上市町村を再編しても、均一化は無理ではないか。また、市町村は合併で広域化しており、市町村の中の自治も問題になっている。
- 自主立法権は大事だが、その拡充がそのまま国会機能の縮小につながるとは限らない。

■北村委員（滋賀大学理事・副学長）

- 国の統治機構をどう変えるのかを明らかにすべきだ。国の責任や組織が明確にならないと、道州のイメージを描くことができない。地方分権型の道州の仕組みについては、具体的に道州の機能がどのように担われるべきかを検討すべきである。この点が、これまでの道州制の問題でほとんど議論されてこなかった点。
- 道州導入の目的は、地方分権を進めること。しかし、分権のイメージが論者によって違うので、分権社会型の国と地方を含む国家像のイメージを丁寧に議論することが必要。
- 府県が残るかどうかは、市町村が道州制の導入でどのような役割を果たすことになるかによる。明治期の郡役所のような役割を府県が担う場合もありうる。今の市町村を前提とすると府県を無くす議論はやや乱暴。
- 区割りの最大の問題は東京都の取り扱い。今の東京より大きくすることが良いのか、一方で、首都圏だけ道州の機能を抑制することも考えられる。

■村上委員（大阪学院大学教授）

- 道州制基本法案（骨子案）の前文に、「経済の主体として経済的に自立できるようにすべき」とあるが、これも問題とすべきではないか。（地方交付税の大幅な減額や廃止を意味しているのではないか）
- 交付税交付金は垂直調整ではなく水平調整という議論もある。

道州制のあり方研究会第3回会合の概要について

- | | |
|--------|--|
| 1 開催日時 | 平成25年5月20日(月) 9:30~12:30 |
| 2 場所 | 関西広域連合本部事務局大会議室 |
| 3 出席者 | 新川座長、山下副座長、北村委員、村上委員
[ゲスト]佐々木・中央大学教授、石田・徳島大学大学院准教授 |
| 4 議事 | (1)大都市圏および小規模市町村との関係から見た道州制の意義や課題等
(2)「道州制基本法案(骨子案)」の問題点等 (2回目) |

第3回会合のポイント

(1) 大都市圏および小規模市町村との関係から見た道州制の意義や課題等

(佐々木・中央大学教授)

- 現在の道州制の議論は、府県制度を変えることを主としているが、日本列島の中で大都市の位置付けをしっかりとした上で、わが国の統治機構全体を変える視点から議論すべきである。
- 都道府県を廃止し、10州+2都(東京、大阪)にすればどうか。都市州としての新しい都は道州と同格で、新しい東京都は現在の23区、大阪都は大阪市十周辺10都市の区域等が考えられる。
- 府県は卸業者にも例えられるが、今後は、マネジメントできる調整型の地方政府(道州)が必要。広域連合のままでは政治機能を持たず、利害対立の問題処理は難しいのではないか。

(石田・徳島大学大学院准教授)

- 道州制の議論で小規模な市町村が置き去りにされていないか心配。何のための道州制かと考えると、地方の自主性を拡大することが大切。
- 大都市が機関車のように引っ張っていくのではなく、それぞれの地方が自立的に走っていくような多様性のあるシステムが良いのではないか。
- 応益性は人口や面積と関連づけられるものではなく、あくまで受益と負担を対応させるもの。同じ団体の中では、負担と引き換えに等しく行政サービスを提供しなくてはならない。

(2) 「道州制基本法案(骨子案)」の問題点等(2回目)

- 都市州と道州の関係は、都市圏を分断してしまう可能性もあることから、制度を考える際には慎重な検討が必要な問題。いくつかの方向性があっても良いと考えており、複数のシナリオ、オプションがあってもよいのではないか。
- 関西ならではの主張を盛り込む必要があるのではないか。一方で基本法案ベースでの指摘としては難しいところもある。研究会としての最終報告(案)の中で検討していきたい。
- 道州制は、分権型社会をつくり、住民サービスにつながるものでなければならない。莫大な事務を自ら執行する道州なのか、主に調整を担う道州なのかによって、求められるガバナンスも変わってくる、そこをもう少し強調しても良いのではないか。

主な発言内容

(1) 大都市圏および小規模市町村との関係から見た道州制の意義や課題等

■ 佐々木・中央大学教授（ゲスト）

- 政令市、中核市、特例市、都区制度区内の人口計は、日本の52%超。つまり、国民の52%以上が府県機能を併せ持つ、特例を認められる都市に居住している。現在の道州制の議論は、府県制度を変えることを主としているが、大都市の位置付けを明らかにする視点が欠けている。日本の統治機構のあり方全体の見直しの問題である。
- 政令市には、規模・能力が異なり全て同様の扱いとするのはおかしい。歴史的には東京、大阪が日本の機関車であり、東京一極集中はゆがんだ姿。
- 都市国家にふさわしい「新たな国のかたち」として、例えば10州+2都（東京、大阪）にすればどうか。都市州は道州と同格で、新しい都（東京）は現在の23区、もう1つの都（大阪）は大阪市+周辺10都市の区域などが考えられる。この都市州はドイツの都市州などのイメージに近い。内部に特別区制度を包摂した州。
- わが国の統治機構は、国出先・県出先を併せると5層性で無駄が多い。統治機構をスリム化しなければ、わが国の財政再建はできない。道州制移行時に簡素化と民間化を進めれば20兆円削減は可能という試算もある。
- 小都市を含めると国民の80%近くが居住している。国家管理の視点を止め、「稼げるところに稼がせる」が原則で、都市の能力を最大限活かす必要がある。それが21世紀の都市国家の姿である。
- 戦後60年、国は「均衡の原則」に軸足を置いて統一性、公平性を担保しようとしてきた。明治の府県設置以来の中央集権体制が維持されてきた背景はそこにある。しかし、都市国家には多様性が必要で、これからは「自治の原則」に軸足を移した国家運営が重要であり、先進国は皆そうである。
- 日本の都市力は州単位で括ってみるとヨーロッパの中規模国並みがほとんど。しかしこれまで国内の中で埋没している。世界的にも今後は都市間競争になると思われる。各州が各国の大都市と競う関係こそがグローバル化した世界都市間競争のイメージである。
- 道州制にすれば、経済的、政治的、行政的、産業、市民生活、国際的な効果が得られる。
- これまで国は政策官庁、府県は卸業者、市町村は小売業者にも例えられるが、今後、中間卸業は重要ではなく、府県制度に代わるマネジメントできる調整型の地方政府（道州）が必要。広域連合は政治機能を持たず利害対立を自ら調整できる能力に欠ける。やはり指揮官がひとり、議会が存在する地方政府（州）が必要。
- 小規模市町村については、近隣の都市に委託して水平連携して補完することが原則。一定規模の都市と周辺町村は政策連携の仕組みを強化すべきだ。例外的に道州の垂直補完ではないか。

■ 石田・徳島大学大学院准教授（ゲスト）

- 道州制の議論で小規模な市町村が置き去りにされていないか心配。何のための道州制かを考えると、地方団体の自主性が大切。
- 道州の名を借りた国の出先機関ができてはいけない。国出先機関に課税権を与え都道府県を吸収し、その下が基礎自治体の一層のみとなると、悪い道州制。
- 地方の自主性を担保するには、立法権を与えるのが決め手になる。
- 高度成長時代に地方から太平洋ベルト地帯へ人が移り、その後に東京への一極集中が起こった。バブル経済崩壊後、東京一極集中のまま上手くいかなくなつたのが近年の状況。
- どこかが機関車のように引っ張っていくのではなく、それぞれの地方が走っていくようなシステムが良いのではないか。大きい団体も小さい団体も自立的にやっていくという意味でも多様性が重要。
- 小さい団体も様々な取組を実施。上勝町の葉っぱビジネス、神山町のサテライトオフィスの受け入れなどの創造的過疎（いざれも徳島県）では、世帯数の増加や人口の社会増等の効果があった。
- 平成の市町村合併の際に、合併の理由として生活圏・経済圏の拡大がよく挙げられていたが、現在も生活圏・経済圏と行政のエリアは一致していない。生活圏・経済圏はもっと多様で、いくら合併しても行政の区域内に収まることはないのではないか。
- 道州制の議論では、国の出先機関の受け皿となり行政サービスをいかに効率的に提供していくかが

話題の中心になる。これを軽んじるわけにはいかないが、それとあわせて、地方税の課税の根拠としての応益性にも配慮すべき。

- 市町村合併の際に、中心部ばかり栄えて周辺部は寂れると言われたが、道州制の際にも出てくる。応益性は人口や面積と関連づけられるものではなく、あくまで受益と負担を対応させるもの。同じ団体の中では等しく行政サービスを提供するのが基本。
- 小さい団体は身の丈にあったやり方で前に進もうと努力し、変化が起きかけている時であり、それを大切にしてほしい。
- 広域行政は非常に重要。府県レベルの関西広域連合はもちろん、市町村レベルでも一部事務組合などをやっている。広域行政の仕組みは、課税権のエリアと行政サービスの提供エリアを別にすることで、行政運営の自由度を高めている。効率的に行政サービスを提供していくうという場合には、広域行政の仕組みを積極的に利用すべき。
- アメリカは連邦制で国の成り立ちが異なるが、アメリカの論文で「地方財政はモザイクである」と言う言葉を見たことがある。そのまま受け入れる必要はないが、モザイクであるという点は我々にも参考になる。

(2) 「道州制基本法案（骨子案）の問題点等」（2回目）

■山下副座長（関西学院大学教授）

- 現行憲法下で制度設計を行う際に、通説でいくと、二元代表制となるが、議院内閣制や行政委員会制等も考えられるのではないか。それぞれの道州が憲章を定めて多様なあり方を追求することなども考えられる。
- 道州は、移譲を受けた莫大な事務・権限を遂行するイメージで良いのか、それとも調整型のイメージなのか。事務・権限を遂行する道州と柔らかなガバナンスがうまく整合するのかは、気になる。
- 大都市が都市州になると、都市州は基礎自治体と州の役割・機能を併せ持つものになる。道州との関係はどうなるのか、どういうガバナンスが良いのか、特別自治市と道州の関係はどうなるのか。政府間関係、政府体系の話にならざるをえない。
- 項目として出るべきものは出ているが、例えば流域管理を考慮した組織のあり方の可能性や基礎自治体補完のサブシステムをつくるなど、関西としてこの点が困る、或いはこうして欲しいというような関西ならではのニュアンスがあっても良いのではないか。

■北村委員（滋賀大学理事・副学長）

- 道州政府のガバナンスのあり方が問題。道州は調整・企画型のイメージなのか、移譲される事務・権限の遂行主体のイメージが明瞭ではないところがある。
- 道州が担う機能をあわせて、それに応じたガバナンスのあり方まで踏み込んだ議論が必要であるが、現在そこはつめられていない。その点をもう少し強調しても良いのではないか。
- 85年以降の分権改革の流れの中で、いかに分権社会を構築し、住民が豊かで安心できる生活を享受できるかとの視点が大事であり、それが結果的に行革や地域活力の強化につながる。

■村上委員（大阪学院大学教授）

- 税の問題だけではなく、国の特別会計や独立行政法人、外郭団体などをどうするのかについての課題もある。

■新川座長（同志社大学大学院教授）

- 都市州と道州の関係は、現在のところ解はないが、都市と周辺地域は密接に連携していることから、制度を考える際には慎重な検討が必要な問題。何がしかの方向や見通しの議論は必要。いくつかの方向性があっても良いと考えており、複数のシナリオ、オプションがあってもよいのではないか。
- 関西ならではの主張を盛り込むことについては、現案においても内容的に反映しているところもあるが、基本法案ベースでの指摘としては難しいところもある。研究会としての最終報告（案）で検討していきたい。

今夏の節電対策について

平成25年5月23日
関西広域連合

関西電力管内における電力需給については、今夏を通じて一定の供給予備力が確保される見通しであるが、需給の安定に向けては、定着が見込まれる節電の着実な実施を、府県民や事業者の皆様に呼びかけていく必要がある。

関西広域連合としては、今夏の電力需給状況を踏まえ、産業活動やライフライン機能等の維持、高齢者等の健康にも留意しつつ、国や関西電力株式会社と連携・協力し、以下のことを進めていく。

今夏の節電の呼びかけ内容

昨年並の節電の着実な実施（平成22年夏と比べて9%削減を目安）

- 期間：平成25年7月1日（月）～平成25年9月30日（月）の平日
(8月13日（火）～15日（木）を除く)
- 時間：9：00～20：00
- 留意事項
 - ・ 産業活動や病院、鉄道などのライフライン機能、都市機能等の維持に支障を生じない範囲での協力をお願いする。
 - ・ 高齢者や乳幼児、体調が悪い方のおられるご家庭には、健康上支障のない範囲での節電をお願いする。

1 呼びかけ方法

統一したキャッチコピー、ロゴマーク（みんなで節電アクション）を活用し、関西が一体となって節電に取り組む姿勢を示す。

(1)全般

- ・ 広報紙、ホームページ、メルマガ等による広報
- ・ 関西夏のエコスタイルの推進

(2)家庭への働きかけ

- ・ 効果的な節電メニューをわかりやすく示した節電チラシの作成、ホームページ掲載、配布

(3)産業、業務部門への働きかけ

- ・ 効果的な節電メニューをわかりやすく示した節電チラシの作成、ホームページ掲載、配布
- ・ 関係団体との連携等による節電対策の働きかけ

〔関西電力の取組み〕

- ・ホームページにて電力需給のお知らせ（でんき予報）
- ・ホームページや検針票等にて「節電・省エネのPR」、「はぴeみる電」の加入拡大に向けた取組み
- ・産業・業務部門への取組み
　緊急時のネガワット特約（通告調整特約）
　BEMSアグリゲーターを活用した需要抑制の取組み

2 家族でお出かけ節電キャンペーン

統一したキャンペーンマークを使用するとともに、環境省の地球温暖化防止国民運動事業が推進する「クールシェア」との連携により、広く周知を図る。

3 構成府県市の率先的な取組み

- ・電力使用量の削減（照明の間引き、空調温度管理の徹底など）
 - ・ノーアクションデーの徹底、サマータイムの実施など
 - ・関西夏のエコスタイルの徹底
 - ・LED照明・信号機等、省エネタイプの機器の率先導入など
- ※具体的な取組みは、構成府県市で検討中

4 電力需給ひっ迫時の対応

万一の電力需給ひっ迫時には、国や関西電力と連携の下、関係機関や市町村、府県民等への周知、節電の要請を行う。

5 その他（関西電力との連携）

- ・最大電力と気温の推移や、用途別・地域別の電力量実績の定期的な報告
- ・供給力に支障をきたすトラブルの発生等の連絡（発生次第）